

指定病院等における不在者投票事務に係る宛名ラベル

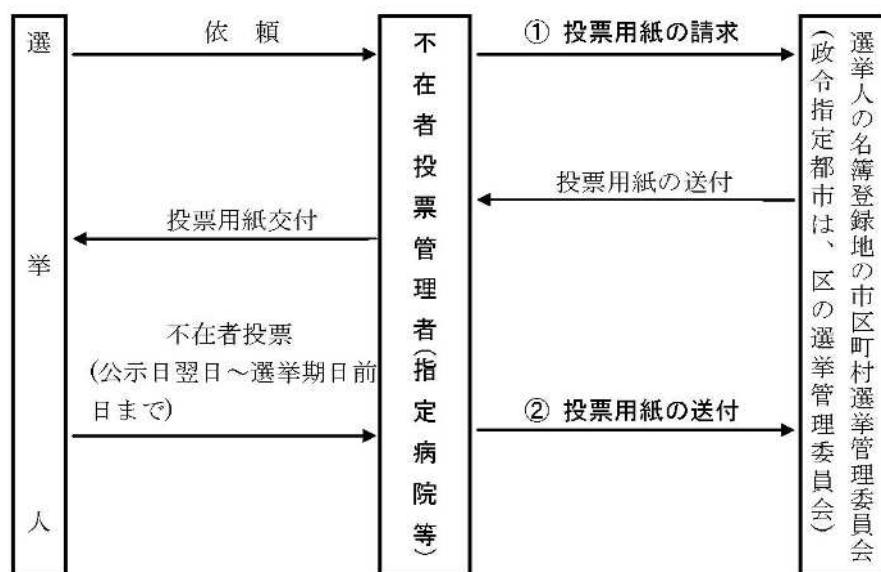
選挙管理委員会との文書のやりとりに係る宛名ラベル

指定病院等が、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査に係る不在者投票に関して、選挙管理委員会と文書のやりとりを行うのは、次の3つがあります。

- ① 投票用紙等を市区町村選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区の選挙管理委員会）に請求
- ② 投票後、投票用紙等を市区町村選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区の選挙管理委員会）に送付（返送）
- ③ 不在者投票後、神奈川県選挙管理委員会に不在者投票に係る経費を請求

別添の宛名ラベルのうち、各事務手続に応じた宛名ラベルを切り取って、封書に貼って使用してください。

(公示日前～選挙期日（投票日）前日)



(投票後～選挙期日（投票日）30日後)



① 投票用紙等請求用ラベル（請求先：市区町村選挙管理委員会）

投票用紙等を市区町村選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区の選挙管理委員会）に請求する際に使用してください。

当該選挙人が選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区の選挙管理委員会）ごとに郵便番号、所在地、選挙管理委員会名を記載のうえ封筒に貼付して、送付してください。

〒230-0051 (所在地) 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 横浜市鶴見 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中	〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中
〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中	〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中
〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中	〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中
〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中	〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中
〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中	〒 (所在地) _____ 市区町村選挙管理委員会 行 投票用紙等交付請求書・別紙在中

② 投票用紙等送付用ラベル（送付先：市区町村選挙管理委員会）

投票用紙等を市区町村選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区の選挙管理委員会）に送付する際に使用してください。

当該選挙人が選挙人名簿に登録されている市区町村選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区の選挙管理委員会）ごとに、郵便番号、所在地、選挙管理委員会名及び不在者投票を行った選挙人の人数を記載の上送付してください。

注意：投票用紙等の送付（返送）は、選挙期日前に確実に市区町村選挙管理委員会に届くよう、郵送日程を考慮して、余裕をもってお送りください。よろしくお願いします。

〒230-0051 (所在地)横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 横浜市鶴見 市区町村選挙管理委員会 行 不在者投票用紙（ 2 ）名分在中	〒 (所在地) 市区町村選挙管理委員会 行 不在者投票用紙（ ）名分在中
〒 (所在地) 市区町村選挙管理委員会 行 不在者投票用紙（ ）名分在中	〒 (所在地) 市区町村選挙管理委員会 行 不在者投票用紙（ ）名分在中
〒 (所在地) 市区町村選挙管理委員会 行 不在者投票用紙（ ）名分在中	〒 (所在地) 市区町村選挙管理委員会 行 不在者投票用紙（ ）名分在中

③ 経費請求書送付用ラベル（送付先：神奈川県選挙管理委員会）

投票用紙等を市区町村選挙管理委員会に送ったことを確認してから、経費請求関係書類を神奈川県選挙管理委員会に送付してください。

神奈川県内の施設にあっては、参議院議員通常選挙の経費は、県外の市区町村に住所を有する選挙人の分も含めてすべて神奈川県選挙管理委員会に請求（送付）してください。

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県選挙管理委員会 行

経費請求書在中